

中会公告第1040-1号
令和6年2月16日

変更公告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣
(公印省略)

中会公告第1040号(令和6年2月1日)「陸上装備品研究開発に関するE I 分析役務」について、
下記のとおり変更する。

記

1. 変更事項

- (1) 公告の「7 注意事項 (3)イ 適用する条項」に
「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」
を追加する。
- (2) 別添のとおり仕様書を変更する。
- (3) 別添のとおり「情報セキュリティ指定書」を追加する。

2. 連絡先

中央会計隊契約科第3契約班 野高
TEL:03-3268-3111 内線47567
FAX:03-5269-5135

陸上自衛隊仕様書	
物品番号	仕様書番号
陸上装備品研究開発に関するE I 分析役務	G R D - Z 0 0 0 9 3 6
	防衛大臣承認 年月日
	作成 令和6年1月24日
	変更 令和6年2月15日
	作成部隊等名 陸幕防衛部防衛課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊が契約する「陸上装備品の開発改善サイクルを高速化するための研究開発の仕組みに関するE I 分析役務」（以下、本役務という。）について規定するものである。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.2.1

Expert interview

Expert interview（以下、E Iという。）とは、特定の業界や職種について勤務経験を有する専門家・有識者に対して実施する調査をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、この仕様書と引用文書が異なる場合、この仕様書の規定が優先する。

1.3.2 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

1.3.3 法令等

著作権法（昭和45年法律第48号）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）

国家安全保障戦略（令和4年12月16日国家安全保障会議決定、閣議決定）

国家防衛戦略（令和4年12月16日国家安全保障会議決定、閣議決定）

防衛力整備計画（令和4年12月16日国家安全保障会議決定、閣議決定）

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）

第137号。令和4年3月31日。以下「情報セキュリティ通達」という。）

2 役務に関する要求

2.1 趣旨

我が国は、令和4年12月16日に、国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画を閣議決定し防衛力の抜本的強化の途についた。特に防衛力整備計画は、我が国として保有すべき防衛力の水準を示し、その水準を達成するための中長期的な整備計画であり、装備品の研究開発については、

「防衛技術基盤の強化」の項に「将来の戦い方に必要な（中略）研究開発に要する期間を短縮し、早期装備化につなげていく。」旨が掲げられており、防衛省・陸上自衛隊においても様々な検討及び取り組みを実施しているところである。

このような状況にあって、諸外国においては、技術進展の状況をとらえた迅速な能力向上やバージョンアップ、情勢変化に伴うユーザニーズの取り込みを実現する改善等が見受けられる。特に、近年、大韓民国は、自国の防衛力強化のために培った技術・ノウハウを活かし、他国のニーズさえ柔軟に取り込みバージョンチェンジを実現し迅速に納入すること等が評価され、陸上装備品等の海外市場における大きな納入実績を収めつつある。我が国においても、艦艇や航空機といった装備品では、能力向上のための逐次のバージョンアップを実現している例はあるが、陸上装備品においては、マイナーチェンジレベルの改善を除いて限定的である。

本任務は、大韓民国における陸上装備品についてのE I等を通じて、同国の開発改善サイクルを高速化するための研究開発の仕組みを分析し、もって、将来の陸上自衛隊の装備品の研究開発に資する事項を明らかにすることである。

なお、今回は、陸上装備品において代表的な装甲車両（戦車、自走砲を含む。）の研究開発に関する内容を主たる調査対象とする。

2.2 前提

本任務で取り扱う「陸上装備品の開発改善サイクルの高速化」という事象は、公表されている大韓民国政府・軍の取り組みだけではなく、同政府・軍及び大韓民国企業の公表・非公表の様々な取り組みが複雑に関係しあって実現していると推定される。そのため、官側は、調査範囲を明確に示すことが困難である。よって、偏った情報に基づく分析を防止する観点から、幅広い有識者から多くの情報を収集することが重要である。また、政府間で得ることの困難な大韓民国企業の情報は有益である。

2.3 分析

契約相手方は、次に示す事項について分析し、報告書を作成するものとする。

2.3.1 主たる分析事項

本仕様書作成時点で想定している分析事項は次の通りである。

なお、E I等の結果により、以下に示す事項の他に有益な分析の視点が得られた場合、これを分析することを妨げるものではない。

- a) 大韓民国の陸上装備品の研究開発における開発改善サイクルにおける我が国との差異等
- b) 開発改善サイクルの高速化を実現するための施策（構想、研究、開発、運用等の各段階における仕組み・工夫、設計思想や仕様書等への反映要領、試作と量産品の連接等を含む。）
- c) 業務分担上の観点（陸軍とその他の組織等）
- d) 大韓民国企業側の視点で、大韓民国政府・陸軍が大韓民国企業に求めている義務・役割（大韓民国企業が、これをどのように解釈し実行しているか等）
- e) 適用可能性分析（陸上自衛隊が短期的に適用可能か、中長期的な検討が必要か等）
- f) その他、開発改善サイクルの高速化を実現する仕組みの理解に資する情報

2.3.2 従たる分析事項

2.3.1項に示す内容は、調査対象国の防衛産業基盤に係る状況が大きく影響すると推察される。よって、関連事象として次に示す事項について分析すること。

なお、E I等の結果により、次に示す事項の他に有益な分析の視点が得られた場合、これを分析することを妨げるものではない。

- a) 大韓民国において、技術力を保持するため国産を堅持するべき陸上装備品の定義や方針の表明の

- 有無。該当情報がある場合、どのような装備品をどのような意図により対象としているかの情報。
また、諸外国（米国、英国、ドイツ等最大5ヶ国を基準）との比較
- b) 諸外国において、国内の防衛生産基盤の集約により調達に支障をきたしている例（競争性の喪失による価格高騰、輸入への過度の依存）及び産業基盤の集約と競争環境維持のバランスに関するベストプラクティス
 - c) 適用可能性分析（短期的及び中長期的な視点で、特に経費上のメリット・デメリットの観点等）

2.3.3 分析方法

- 分析方法は、次による。
- a) 国内外の公刊情報を活用した分析
 - b) 国内外の各種法令に抵触しないことを前提とし、事業者が国外に有する独自のネットワークを活用したE I（複数事業者を対象とし、5名以上）。また、これに加えて、本役務の要求事項を達成するために、国内の有識者に対するE Iを実施することを否定するものではない。
なお、E I対象については、手続き業務の専従者等ではなく、その実務経験を通じて、大韓民国の装備品の研究開発を非常によく知りうる立場である（もしくは、過去そうであった。）者が望ましい。
 - c) その他、2.2.1項に記述した事項を満足する分析

2.3.4 分析報告書

本役務分析を通じて事業者に期待することは、公刊情報もさることながら、E Iを通じて当事者にしかわからない大韓民国の陸上装備品の開発改善サイクルの高速化のための仕組みを調査し、各種情報を総合して、研究開発の取り組みを俯瞰的に把握することである。当然、E Iを通じて得られた情報の中には、公表すれば個別企業の営業を妨げるおそれのある情報も含まれることが想定されるため、国内企業等の理解に資するための公表版資料と防衛省・陸上自衛隊内で施策等の検討の資として用いられる全体版資料に分けて作成することが求められる。また、内容に関して官側とよく調整することが求められることはいうまでもない。

2.3.5 その他

E I実施に当たり必要となる謝金の支払については、契約相手方の基準によるとともに、当該謝金は本役務の契約金額に含まれるものとする。

2.4 本役務の契約相手の適合条件

本役務は、国内外を問わず公刊情報を効率的に収集することのみならず、大韓民国の陸上装備品の開発改善事業の有識者へのE Iを実施し、それらの情報をわかりやすく総合することが求められる。ヒアリング結果や公刊情報を単純に羅列したものは、本契約で意図している成果ではない。また、本役務で実施する内容は、今後の陸上自衛隊の研究開発業務の参考とする可能性が大きいことから、その実施にあたり、実際に我が国の装備品の開発や製造を請け負う特定の防衛産業や海外製品の輸入代理店等の利益増大に働く恣意的なものであってはならない。

かかる性格から、本役務の契約相手方は、実際に大韓民国の陸上装備品の開発改善事業の有識者に対するE Iを実施可能な独自のネットワークを有し、かつ、上記のような防衛産業や海外製品の輸入代理店（商社等）ではないコンサルティング企業でなくてはならない。

2.4.1 本役務の実施体制

本役務は短期の事業であることから、本仕様書に基づき官側の移行を迅速に汲み取り成果物に反映できる体制を保持するため、契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下、業務従事者という。）を確保すること。また、業務従事者の経歴等を明らかにした業務従事者手配計画書により、契約後速やかに官の確認を得るものとする。
- なお、E I を伴う役務の性格上、事業従事者については契約相手方の自社社員を充てることとし、翻訳業務等の別会社への委託はこれを認めない（E I 内容の不必要的拡散を防止するため）。
- b) これまでに防衛省・自衛隊または防衛装備庁に対し、外国政府（軍を含む。）の研究開発体制に係る調査役務を提供した経験を有する者が業務従事者に含まれており、本役務の実施に必要な経験及び制度等についての知見を有していること。
- c) 現在、調査対象国（大韓民国）に拠点を有することに加え、諸外国事例等を参考に収益構造の計算等を実施するための情報収集を即時かつ円滑に実施することを可能にする多数の海外拠点を有しており、これまでに国内外でE I を用いた分析役務を行った経験を持ち、本役務を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- d) 業務従事者にプロジェクトマネージャー（以下、PMという。）を指定するとともに、当該 PM は、防衛省・自衛隊または防衛装備庁向けに計 3 件以上の業務実績を含む者を充てること。また、当該 PM が従事不可能となった場合に代替可能な同等の実績を有する人材を 3 名以上確保すること。
- e) 業務従事者は、2.2 項に要求する分析を実施するため、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。特に、PM 及びプロジェクトメンバー候補全員が英語によるインタビューを遂行可能であることを示す外形的な資格、学位等を有していること。
- f) 業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。
- g) 本役務の実施に当たっては、陸上幕僚監部防衛部防衛課開発室とも十分な調整を行うこととする。

2.4.2 適合条件証明

契約相手方は、契約後速やかに 2.4.1 項に基づき表 1 に示す通り各種資料を提出し官側の確認を得るものとする（様式随意）。

なお、提出された資料を確認後、適合条件を満たさないことが判明した場合、官側は、直ちに本契約を破棄することができるものとする。加えて、その間に発生した経費等について、官側は一切の責任を負わないものとする。

表 1－適合条件証明

番号	提出資料	注記
1	業務従事者手配計画書（契約相手方の自社社員で構成）	E I の内容の不必要的拡散を防止するため。
2	防衛装備品の製造・販売を実施する事業者ではないことを示す資料 a) 過去の防衛省・自衛隊、防衛装備庁向けの契約実績一覧表等にて、役務提供以外の実績がないこと。 b) 全省統一資格において営業品目に「物品の製造」「物品の販売」を含まないこと。	研究開発・製造の在り方について、業務提供者以外の中立的な立場から調査研究を提供するため、製造・販売業者でないことが求められるため。

3	防衛省・自衛隊または防衛装備庁に対し、研究開発体制に係る調査役務を提供した経験を有するものが従事者に含まれることを示す資料	短期の事業であり、防衛省・自衛隊または防衛装備庁における研究開発体制、関係規則等、国内産業に関する知識が不可欠なため
4	大韓民国を含む海外に多数（2.3.1 a）項に例示した国を含む5ヶ国以上）の拠点等を有していることを示す資料	諸外国事例等を考慮した収益構造の計算等を実施するための情報を即時かつ円滑に実施可能とするため。
5	従事するPMの過去の実績（防衛省・自衛隊または防衛装備庁向けにPMとして計3件以上）を示す資料及び当該PMが従事不可能となった場合に代替可能な同等の実績を有する人材3名の実績を示す資料	短期の事業であり、官側の意向を速やかに汲み取り、調査及び成果物に反映できる能力と経験が必要なため。
6	事業従事者であるPM及びプロジェクトメンバーの候補全員が英語によるインタビューを遂行可能であることを示す外形的な資格、学位等を有していること示す資料（従事者の経歴資料において、CEFR C1レベル以上の英語力を有することを証明する以下に示す資格、または、これらと同等以上であることが証明できる資格を有する、もしくは英語圏の大学または大学院に学位を取得している情報が記載されていること。） <ul style="list-style-type: none"> a) EF SET 61 - 70 b) IELTS 6.5 - 7.5 c) TOEIC(R&L) 945 - 990 d) Cambridge English Scale 180 - 199 e) TOEFL iBT 95 - 120 f) Global Scale of English(Pearson) 76 - 84 	機械翻訳等による成果物の提出や誤解に基づく不正確な情報を元にした成果物の提出を防止するため。 なお、C1レベルとは、「英語圏で、大卒従業員として十分に勤務でき、大学院留学もできるレベル」のこと。

【提出期限・提出先】

契約後速やかに陸上幕僚監部防衛部防衛課に提出のこと。

3 会議等

契約相手方は、本役務の実施に当たり、陸上幕僚監部防衛部防衛課開発室の指名する官側関係者によって開催される次の会議に参加し、所要の事項を報告するとともに、官側の確認及び指導を受けるものとする。各会議は、表2の通り。

表2－会議等

番号	名称	内容	場所
1	計画調整会議	実施計画書の妥当性について	陸上幕僚監部防衛部防衛課
2	成果報告会	成果報告書の妥当性について	開発室

4 事業実施機関

契約締結日～令和6年3月29日（金）

5 提出書類

提出書類及び数量は表3の通り

表3－提出書類及び数量

番号	名称	数量	内容	提出時期
1	役務実施計画書	紙媒体： 1部	事業者が本役務をどのように実施するのかを示すものであり、調査・分析の時期的結節、分析要領、E I 対象の経歴等情報及び本役務を実施するにあたり、そのE I 対象を選定した理由を含む計画書	契約後、速やか
2	分析報告書 (公表版)	紙媒体： 2部 DVD：1部	事業者が本分析の成果を報告するものであり、日本国内の防衛関連企業を始め広く公開して差し支えのない内容の報告書	成果報告会終了後、令和6年3月29日
3	分析報告書 (全体版)	紙媒体： 2部 DVD：1部	事業者が本分析の成果を報告するものであり、陸上自衛隊の施策検討の資とするための報告書	(金)まで
【提出先】陸上幕僚監部防衛部防衛課開発室				

6 品質保証

本契約の監督及び検査は、官側が表3に示す提出書類を確認することにより実施する。

7 情報の保全

契約相手方は、本業務の契約の履行に当たっては、次の事項について遵守すること。

- 契約相手方は、この契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、それらの部外への利用、公表などを防衛省の許可なく行ってはならない。
- 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて），適切に管理するものとする。

8 その他の指示

8.1 官側との調整先

官側との調整先は（官側担当者）は、開発室 樋口2佐（電話03-3268-3111 内線41767）とする。

8.2 無償貸付品及び官給品

無償貸付品及び官給品は、G L T-C G-Z 0 0 0 0 0 1の箇条5によるものとし、官側が必要と認めたものについて受けることができる。

8.3 秘密保全

契約の相手方は、本役務の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、それらの部外への利用、公表などを防衛省の許可なく行ってはならない。

8.4 知的財産権及びその他の権利

知的財産権及びその他の権利は、次による。

- a) 契約相手方は、本役務の履行に際して、第三者が有する著作権、特許検討の知的財産権（以下「著作権等」という。）を侵害しないことを確認するものとする。
- b) 分析報告書に関する著作権は、官側に帰属するものとする。また、契約相手方は著作者人格権を行使しないものとする。
- c) 契約相手方は、本役務の履行に際して、必要不可欠な限度において、第三者が著作権を有するものを適法に利用して、分析報告書を作成することができるものとする。この場合において、契約相手方が著作権を官側に移転できないとき、当該部分にその旨を明示するものとする。
- d) 分析報告書に「行政機関が保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第二号」に該当する情報を記載する場合には、その都度その該当部分を明示するとともに、その理由を記載するものとする。
- e) 契約相手方は、本役務が国内外の有識者に対しE Iを実施することを前提とすることから、本役務行為が、国内外の各種法令等に抵触することやその疑義を持たれることがないように実施しなければならない。このことに対する十分な調査を実施せず、問題が生じた場合、契約相手方の責任において問題の解決を図らなければならない。
- f) 契約相手方は、必要な措置を講じなかつたことにより、官側が損害を受けた場合には、官側は契約相手方に対して、その損害につき賠償を請求することができるものとする。
- g) 官側及び契約相手方は、著作権等の権利の帰属に関し、疑義が生じた場合には、その都度、協議して解決するものとする。

8.5 官側の支援

契約相手方は、本役務を実施するに当たり、官の保有する施設、設備、文書等を使用する場合には、あらかじめ官側と調整の上、官側が認めた場合において、官の規則を遵守し、無償で支援を受けることができる。

8.6 不具合などの処理

本役務の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに担当官の指示を受けるものとする。

8.7 仕様書に関する疑義

仕様書に関する疑義は、G L T-C G-Z 0 0 0 0 0 1の8.3による。

情報セキュリティ指定書	調達要求番号	3 L 6 B 1 A 0 0 0 3 9
	調達要求年月日	令和 6 年 1 月 2 4 日
	作成部課	陸上幕僚監部防衛部防衛課
	作成年月日	令和 6 年 1 月 2 4 日
品名	陸上装備品研究開発に関する E I 分析役務	
仕様書番号	G R D - Z 0 0 0 9 3 6	

1 保護すべき情報の管理

契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報として指定された情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考
分析報告書 (公表版及び全体版)	仕様書 2.3.4 項に記載されている情報（内容について官側との調整が終了していないもの全て。）	保護すべき情報を他の情報から明確に区別できるよう適切に分類し、厳格に管理するものとする。	